

日本材料学会木質材料部門委員会規程

(名 称)

第1条 本委員会は、公益社団法人日本材料学会木質材料部門委員会（以下「部門委員会」）という。英文は、JSMS Committee on Wood and Wood-Based Materials と称する。

(目的及び事業内容)

第2条 本部門委員会は、木質材料に関する調査・研究を通じて、学術の発展及び技術の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本部門委員会は、次の事業を行う。

- 1) 木質材料に関する情報交換、調査・研究。
- 2) 木質材料に関する定例研究会、シンポジウム、国際学術交流、見学会、研究プロジェクト。

第4条 本部門委員会は、小委員会、プロジェクトワーキンググループを置くことができる。

(入会の方法)

第5条 本部門委員会活動に参加しようとする者は、原則として以下の条件を満たす必要がある。

- 1) 企業会員の場合には、所属の会社が本学会賛助会員であること。
 - 2) 個人会員の場合には、本人が本学会会員であること。
 - 3) 本部門委員会が適当と認めた者。
2. 本部門委員会の会員は、部門委員会において委員長が提案し、承認を得るものとする。

(委員、選出方法、任務と任期)

第6条 本部門委員会の運営を円滑に行うために、次の委員を置く。

- 1) 委員長1名
- 2) 運営委員若干名

ただし、運営委員の中から庶務幹事と会計幹事を置く。

第7条 委員長は、前委員長または運営委員が推薦し、部門委員会において決定する。運営委員は、委員長または他の運営委員が推薦し、部門委員会で承認を得る。また、幹事は委員長が任命し、運営委員会の承認を得る。

第8条 委員長は本部門委員会を統括し、部門委員会及び運営委員会を召集し、その議長を務める。運営委員は部門委員会の運営にあたり、幹事は委員長を補佐する。

第9条 委員の任期は1期2年間とする。

(会議と開催頻度)

第10条 本部門委員会の運営に関する重要事項は、運営委員会で審議し、部門委員会で承認を得る。定例研究会は年3回以上開催する。

- 1) 部門委員会
- 2) 運営委員会
- 3) 定例研究会
- 4) その他、必要に応じた幹事会

(会 計)

第11条 本部門委員会の経費は、以下をもってあてる。

- 1) 本部からの繰入金
- 2) 個人会員会費
- 3) 企業会員会費

- 4) 各種行事参加費
- 5) その他
2. 個人会員会費及び企業会員会費の額は運営委員会で決定し、部門委員会で承認を得る。個人会員会費及び企業会員会費の額は、以下の通りとする。
 - 1) 個人会員会費 年額 3,000円
 - 2) 企業会員会費 年額 30,000円
3. シンポジウム等の運営費は、本委員会の補助、シンポジウム参加費で支弁し、収支決算を運営委員会に報告しなければならない。
4. プロジェクト研究に必要な運営費は、本委員会の補助及びプロジェクト研究の会費で支弁し、収支決算を運営委員会に報告しなければならない。
5. 本部門委員会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。

(本規程の改正)

第12条 本規程の改正には、本部門委員会の議決の上、理事会の承認を必要とする。

附則1 個人会員は、原則として、大学・公的試験研究機関等の研究者及び学識経験者とする。

- 2 定例研究会及び部門委員会で配布した資料は、欠席した会員に無料で送付する。
- 3 本部門委員会は、昭和37年4月20日に設置承認された。
- 4 本規程は、平成10年5月15日から施行する。
- 5 平成24年2月24日改正。